

写

作業所長 殿

三田労働基準監督署長

建設現場における労働災害防止対策の徹底について

平素より、労働災害防止対策の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

都内の建設業における昨年の死亡災害は、一昨年より増加し14人となり、今年に入り6人の方が建設現場において亡くなり、いずれも前年の死亡災害発生件数を上回っております。三田労働基準監督署管内では建設業の死亡災害が、昨年は14人の内4人、今年には6人の内2人を占めております。全業種の死亡災害が減少する中で、建設業における死亡災害が増加しており、看過できない状況になっております。

第13次労働災害防止計画においては、建設業における重篤な災害の撲滅を目標に墜落転落防止対策を中心として様々な取り組みを推進しているところではありますが、今一度、貴工事現場における安全衛生管理が的確に実施されているかを裏面の「建設現場における統括安全衛生管理の基本事項」を参考に確認し、店社においても必要な指導・援助を実施し、現場の安全衛生水準の向上を図るようお願い致します。

建設業における労働災害防止対策は、継続的かつ自主的な安全衛生活動の推進の上に成り立ち、これを怠ると建設現場においてはリスク量が大きいため重大な災害を招きかねません。建設現場における労働災害防止は、元方事業者の統括管理の徹底が扇の要であり、それには作業所長の安全衛生に対する意識が強く影響します。

については、上記の趣旨を踏まえ、貴工事現場における作業所長としての安全衛生方針を表明し、災害防止重点目標、目標を達成するための具体的な実施事項を定め、別紙の「作業所長の安全衛生方針」等を記載し、現場内の見やすい箇所に掲示することにより、関係請負人などを含め災害防止の徹底について周知啓発を図るようお願い致します。

併せて、別紙の「作業所長の安全衛生方針」を本到着後2週間以内に当署安全衛生課あてにお送りくださいますようお願い致します。

(送付先) 三田労働基準監督署 安全衛生課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館1階 FAX 03-5476-5006

三田労働基準監督署管内（港区）における死亡災害発生状況

発生年月	事故の型	災害発生状況
令和2年6月	墜落・転落	開口部に架け渡した足場板の上を通行した際に墜落した。
令和2年11月	激突	アースオーガの格納用ワイヤーロープが切れ、近傍で作業していた作業員に激突した。
令和3年2月	墜落・転落	作業床としていたデッキプレートが外れ、荷とともに墜落した。
令和3年3月	飛来・落下	クレーンで吊り上げていた荷が落下し、地上にいた作業員に激突した。

建設現場における統括安全衛生管理の基本的事項

- 1 計画段階におけるリスクアセスメントの実施、リスク低減対策を反映した安全な作業計画の策定及びこれに基づく作業の確実な実施
- 2 建設現場における統括安全衛生管理の実施
 - (1) すべての関係請負人が参加する災害防止協議会の設置及び運営
 - (2) 関係請負人との作業間の連絡及び調整
 - (3) 作業場所巡視による不安全状態や不安全行動の是正とその指導
 - (4) 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
 - (5) 工程に関する計画並びに主要な機械、設備及び仮設建設物の配置に関する計画の作成と関係請負人への指導及び指示
- 3 関係請負人及びその労働者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導及び指示
- 4 関係請負人の労働者に使用させる設備等の安全対策の実施
- 5 建設現場における安全衛生管理計画の作成及び実施
- 6 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（毎日・毎週・毎月）の実施
- 7 墜落災害防止対策の徹底（高所作業を必要としない工法や作業方法の採用、手すり先行工法の導入、作業床・手すり等の設置と点検の実施及び墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則使用
- 8 物体の落下防止対策の実施（幅木、メッシュシート、防網等の設置）
- 9 明かり掘削時における地山の崩壊防止対策の実施
- 10 資格を必要とする業務の把握及び有資格者の確認
- 11 移動式クレーン、くい打機等の建設機械使用時（立入禁止措置、誘導員配置）における安全対策の実施
- 12 発砲プラスチック系断熱材使用場所における火気管理等、火災防止対策の実施
- 13 リース機械等の使用時における労働災害を防止するためオペレーターとの安全作業打ち合わせ及び作業指示の実施
- 14 危険の見える化に配慮した労働災害防止に関する標識・掲示等の積極的な実施

現場事務所や朝礼会場等に掲示してください。



会社名

作業所(工事)名

策定日 年 月 日
揭示日 年 月 日

作業所長の安全衛生方針

災害防止重点目標

目標を達成するための 具体的な実施事項

現場事務所や朝礼会場等に掲示してください。

作業所長



(直筆で署名しましょう)

死亡者数(人)

27 22 27 16 13 14

平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年

休業4日以上死傷者数(人)

1254 1136 1245 1163 1215 1022

平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年

休業4日以上死傷災害事故型別

事故の型	件数(割合)
墜落・転落	318 (31%)
転倒	110 (11%)
はさまれ・巻き込まれ	110 (11%)
飛来・落下	93 (9%)
切れ・こすれ	71 (7%)

各種取組・関係資料等 建設業における労働災害防止に向けた主要な取組等をまとめました。内容は、各ウェブサイト内をご覧ください。

第13次東京労働局労働災害防止計画

“Safe Work TOKYO”の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとします。

計画期間

計画期間：2018年を初年度とし2022年までの5カ年間

目標(東京局)

- 死亡災害：2017年と比較して15%以上の減少
- 死傷災害：2017年と比較して5%以上の減少
- 建設業目標：死亡者の数2017年と比較して15%以上の減少

東京労働局 13次防

検索

○個別重点対策（建設業対策のみ抜粋）

- (ア)事業場に対する指導、支援等の強化
 - ① 墜落・転落災害防止対策の充実
 - ② 建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の充実
- (イ)建設業界を取り巻く状況の変化を踏まえた対策
 - ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設をはじめとする国際都市機能の維持向上に向けた工事における安全衛生対策
 - ② 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の普及促進
 - ③ 働き方改革と相まった安全衛生対策の推進



建設業総合的労働災害防止対策

元方事業者、関係請負人及び発注者等、実施主体者別に行う実施事項を定める他、リスクアセスメントの実施等、自主的な安全衛生管理活動の推進を図るものです。

建設業総合的労働災害防止対策

検索

墜落・転落による死亡災害防止

建設業死亡災害の多くを占める墜落転落災害について、リスクアセスメント手法等による災害防止対策を紹介しています。

墜落・転落による死亡災害を起こさないために

検索

墜落制止用器具の適切な使用

平成31年2月に施行された墜落制止用器具に係る改正内容及びガイドラインを掲載しています。

墜落制止用器具 ガイドライン

検索

はしご・脚立からの墜落・転落防止について

はしごや脚立を使用する際の安全上のポイントをまとめたリーフレットを紹介しています。

はしご脚立 安全使用

検索

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係団体等の連携の下、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。期間は令和3年5月1日から9月30日までです。

クールワークキャンペーン2021

検索

STOP! 転倒災害プロジェクト

全業種での労働災害で最も多い転倒災害。その増加抑止に向けたさまざまな対策を紹介しています。

STOP! 転倒

検索

忘れてはならない災害の記憶

死亡災害事例をわかりやすく実際の写真とともに掲載しています。(一般社団法人東京建設業協会作成)

忘れてはならない災害の記憶

検索

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者の労働災害を防止することを目的としたガイドラインが策定されています。

エイジフレンドリーガイドライン

検索